



高松市告示第306号

令和7年度市県民・森林環境税（普徴・特徴）、軽自動車税、固定資産税、法人市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税に係る督促状を高松市会計規則（昭和39年高松市規則第34号）第40条の規定により郵便で達したが、次の者については住所等が不明であり書類の送達が不能であるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

令和8年5月18日

高松市長 大西 秀人

市県民税森林（特徴）	令和7年度3月	1	有限会社味藤商店
		2	新晃陸送有限会社
軽自動車税	令和7年度1期	1	辻西 祥崇
		2	辻西 祥崇
		3	辻西 祥崇
		4	辻西 祥崇
		5	佐々木 哲也
		6	吉田 雅之
		7	合同会社アーク
		8	竹垣 ジュクリーワット
		9	白澤 浩平
		10	川添 和哉
		11	山内 貴博
		12	加藤 剛
		13	長谷 勉
		14	有限会社シー・エス・エル
		15	有限会社シー・エス・エル
		16	有限会社シー・エス・エル
		17	有限会社シー・エス・エル
		18	有限会社シー・エス・エル
		19	株式会社第一建物
		20	十河 健二
		21	伊藤 若葉
		22	伊藤 若葉
		23	伊藤 若葉
		24	伊藤 若葉
		25	伊藤 祐哉
		26	DANG QUOC SU
		27	高橋 政彦